

## 美希保育園北参道重要事項説明書

## 第 1 章 総 則

(総 則)

第 1 条 社会福祉法人美希福祉会が設置経営する美希保育園北参道(以下「当園」といいます。 ) の運営管理については、法令に定めるもののほか、この規程に定めるものとします。

(目 的)

第 2 条 この規程は、児童福祉法(以下「法」という。 ) 第 45 条の規定による児童福祉施設最低基準に基づき、当園において入所児が、明るく衛生的な環境で、心身ともに健やかに社会の一員として育成されるよう、適正な当園運営が確保されることを目的として必要な事項を定めるものとします。

## 第 2 章 運営方針及び施設等概要

(運営主体)

第 3 条 当園の属する運営主体については、以下のとおりです。

名 称	社会福祉法人美希福祉会
所 在 地	神奈川県横浜市南区宿町 4 丁目 7 5 - 1
電 話 番 号	【電話】 045-341-3430 【FAX】 045-341-3431
代表者職氏名	理事長 原 弘毅

(施設概要)

第 4 条 当園の施設概要については、以下のとおりです。

施 設 の 種 類	認可保育園
施 設 の 名 称	美希保育園北参道
施 設 の 所 在 地	東京都渋谷区千駄ヶ谷 3 丁目 21 番 5 号
電 話 番 号	【電話】 03-5843-1721 【FAX】 03-5843-1722
施 設 長	町田 知之
受 入 年 齢	0 歳～小学校就学前
利 用 定 員	0 歳児 3 人、1 歳児 12 人、2 歳児 14 人、3 歳～5 歳児各 17 人 計 80 人
開 設 年 月 日	平成 31 年 4 月 1 日

(施設の目的及び運営方針)

第 6 条 当園は、児童福祉法第 39 条の規定に基づき、以下の運営の方針に従って、保育を必要とします子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とします。

- (1) 保育の提供にあたり、利用する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場であるよう努めます。
- (2) その目的を達成しますために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育園における環境を通して、

養護及び教育を一体的に提供します。

- (3) 利用する児童を保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、児童の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行います。

(設備概要)

第 7 条 当園の設備概要については、以下のとおりです。

- (1) 園舎等の概要

敷地面積	266.32 m <sup>2</sup>
園舎の構造・規模	鉄骨作り造 4 階建て
園舎面積	561.13 m <sup>2</sup>
屋上遊技場面積	69.76 m <sup>2</sup>

- (2) 主な設備

機能	設備	面積	備考
0 歳児保育室	1 室	15.01 m <sup>2</sup>	
1 歳児保育室	1 室	39.71 m <sup>2</sup>	
2 歳児保育室	1 室	27.89 m <sup>2</sup>	
3 歳児保育室	1 室	35.71 m <sup>2</sup>	
4 歳児保育室	1 室	37.66 m <sup>2</sup>	
5 歳児保育室	1 室	37.56 m <sup>2</sup>	
調理室	1 室	20.38 m <sup>2</sup>	
事務室	1 室	16.52 m <sup>2</sup>	医務室機能を兼ねる

(職務従事者種別及び職務内容)

第 8 条 当園は以下の職務従事者を有するものとし、その職務を適正に行います。

- (1) 職員の職種、員数及び職務内容

職種	員数	職務内容
施設長	1 人	保育所運営管理全般、職員の指揮監督 等
主任保育士	1 人	保育業務の統括、保護者の育児相談、地域の子育て支援、各種計画策定及び指導 等
保育士	10 人	保育業務、保護者及び地域連絡調整、幼保小連携業務 等
看護師	1 人	看護業務全般、園児及び職員の健康相談 等
保育補助	1 人	保育士職務の補助 等
栄養士(外部委託)	1 人	栄養管理、献立作成、給食調理、衛生管理 等
調理員(外部委託)	2 人	給食調理、炊具食器保管、衛生管理 等

※上記職員の員数は、児童数等により変動する場合があります。

### 第 3 章 当園の機能

(提供する保育・教育内容)

第 9 条 当園は、児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、当園保育指針（平成 29 年告示）及び全体的な計画に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供します。

(保育・教育を提供する日)

第10条 当園の保育・教育を提供する日は、月曜日から土曜日までとなります。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定される休日、12月29日から31日及び翌年1月1日から1月3日を除きます。

(保育・教育を提供する時間)

第11条 当園の保育提供時間は次のとおりです。

(1) 保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育標準時間認定を受けた支給認定保護者が保育を必要とする時間とします。

月～土 午前7時30分から午後6時30分までとします。

ただし、当園が定める保育時間（11時間）以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育・教育が必要な場合は、延長保育（最大午後8時半まで）を提供します。

(2) 保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育短時間認定を受けた支給認定保護者が保育・教育を必要とする時間とします。

月～土 午前8時30分から午後5時00分までとします。（左記時間帯の最大8時間）  
ただし、当園が定める保育時間（8時間）以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育・教育が必要な場合は、延長保育（最大午後8時半まで）を提供します。

(3) 開所時間

当園が定める開所時間は、次のとおりとします。

月～土 午前7時30分から午後8時30分までとします。

(入 所)

第12条 当園の入所は、法第24条の規定により渋谷区長から入所決定されたお子さんとします。

(退 所)

第13条 施設長は、次の各号に該当するときは、渋谷区長に報告し、その指示を得て退所させることができるものとします。

- (1) 保護者が退所を申し出たとき。
- (2) 入所児が長期にわたり入院し、退院の見込がないとき。
- (3) その他、入所を継続することが適当でないとき。

## 第 4 章 入所児に対する処遇

## (方針)

第 14 条 保育にあたっては、児童福祉法の理念に基づき心身ともに健やかに育成されるよう努めるとともに、入所児の国籍、身上、社会的身分等によって、差別的取り扱いはいたしません。

## (給食)

第 15 条 給食はできる限り変化に富んだ献立とし、入所児の健全な発育に必要な栄養量を含みますもの且つ、食品の種類および調理方法については、栄養ならびに入所児の身体的状況および嗜好を考慮したものとします。また、調理はあらかじめ作成された献立に従って行います。

## (虐待等の防止のための措置)

第 16 条 当園は、児童の人権の擁護と虐待の防止を図るため、責任者を設置する等の必要な体制の整備を行います。また、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとします。

## (健康管理)

第 17 条 入所児には定期健康診断を実施したうえで、記録し保管します。

入所児の疾病・傷病等で急を要する時は、緊急に医療機関に搬送し、手当を受けさせるとともに、その旨を保護者および渋谷区等に速やかに報告します。

## (嘱託医)

第 18 条 当園が委嘱している医療機関は以下のとおりとします。

## (1) 内科

医療機関の名称	うえき内科こどもクリニック
医師名	植木 彰敏
所在地	東京都渋谷区猿楽町 24-7 代官山プラザ 3 階
電話番号	03-3461-5518

## (2) 歯科

医療機関の名称	やのデンタルオフィス
歯科医師名	矢野 順久
所在地	東京都渋谷区千駄ヶ谷 4 丁目 15-4 ミレア北参道 1 階
電話番号	03-5770-3331

## (入所児の生活)

第 19 条 当園の構造設備は、採光、換気等入所児の保健衛生を考慮したものとするとともに、危険防止に十分な処置を講じます。

入所児の使用する保育室、トイレ、衣類、寝具、食器等については、常に清潔に保ち

ます。

(1) 居室、便所は毎日清掃し、定期的に消毒します。

(2) 食器等は、使用后よく洗い、十分に消毒します。

(保護者との連絡)

第 20 条 施設長は、入所児の行動や生活、健康状態等について、常に保護者との連絡を  
図り、相互の緊密な意思疎通を図るよう努めるものとします。

第 21 条 当園は各種法令に基づき、入所児童の保護者等からの苦情に対して、適切に対  
応するために以下の体制を構築します。また、別途要綱を設け、体制等についてさらに周  
知します。

(1) 苦情受付担当者 1 名 主任保育士

(2) 苦情解決責任者 1 名 施設長

(3) 苦情解決のための第三者委員 2 名 苦情解決に社会性、客観性が確保できる者

(保護者の費用負担)

第 22 条 保護者は、特定教育・保育に係る利用者負担額（保育料）支給認定を受けた  
市区町村に対し、当該市区町村が定める保育料を支払うほか、当園が定める保育等の提  
供に要する実費相当額を負担するものとします。

(地域との交流)

第 23 条 施設長は、常に地域との交流に努め、当園に対する理解と協力を得ることによ  
り、入所児が社会の一員として健全に育成されるよう努めるものとします。

## 第 5 章 非常災害対策

(防災対策)

第 24 条 施設長は、自然災害、火災、その他の防災対策について、計画的な防災訓練と  
設備改善を図り、入所児の安全に対して万全を期すこととします。

2 前項の訓練のうち、避難訓練および消火訓練については少なくとも毎月 1 回行うもの  
とします。

3 非常災害時における具体的な対応については、以下のとおりとします。

対 応 指 針	別途定める消防計画や災害対応マニュアル等による。												
避 難 ・ 備 蓄 用 品	<table border="0"> <tr> <td>・避難用リュック</td> <td>有</td> <td>・備蓄米・食糧</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>・ミネラルウォーター</td> <td>有</td> <td>・懐中電灯</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>・非常用電源</td> <td>有</td> <td>・毛布</td> <td>有</td> </tr> </table>	・避難用リュック	有	・備蓄米・食糧	有	・ミネラルウォーター	有	・懐中電灯	有	・非常用電源	有	・毛布	有
・避難用リュック	有	・備蓄米・食糧	有										
・ミネラルウォーター	有	・懐中電灯	有										
・非常用電源	有	・毛布	有										
緊急時の伝言方法	メーリングリストを活用します。												
避 難 場 所	一時集合場所：千駄ヶ谷小学校（渋谷区千駄ヶ谷 2-4-1） TEL：03-3401-1707 避難場所：代々木公園一帯 原宿門												

第6章 雑 則

(その他の事項)

第25条 この規程に定めるもののほか、当園の管理に必要な事項は、施設長がその都度定めます。

(改正)

第26条 この規程を改正する時は、社会福祉法人美希福社会理事長へ内容報告を行い、必要に応じて理事会において決議を行うものとします。

## 保護者の負担について

### (1) 実費徴収（保育料のほかに、保護者にご負担いただくもの）

内 容	金 額	理 由	対 象 児
帽子	1,045円 ※変動あり	直射日光保護 被災時の園児確認	全園児
防災頭巾	2,750円	被災時の安全確保	希望者全員
アルバム費	12,000円	個別のアルバム	希望者全員
登降園ICカード	770円	登降園時間管理	破損、紛失時
解錠ICカード	1,650円/枚	防犯強化 登降園の時間短縮	希望者全員 破損、紛失時
<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記のほか、園外保育など必要な実費については、随時お知らせします。</li> <li>・保護者の補充忘れや子どもの体調不良等により園から紙オムツ、パンツ、タオルを提供した場合は別途費用を頂きます。紙オムツ100円、パンツ500円、タオル300円</li> </ul>			

※当該の各種費用負担については保護者説明を十分行い、同意を得た段階から取り組むこととします。

※価格変動の場合がございますのでご了承ください（変動の場合は都度お知らせいたします）。

### (2) 延長保育料

クラス	月極		スポット		
	1時間	2時間	1時間	2時間	3時間
0歳	3,500円	8,000円	800円	1,700円	2,600円
1歳	3,000円	7,000円	700円	1,500円	2,300円
2歳	2,500円	5,500円	600円	1,300円	2,000円
3歳以上	2,000円	4,500円	500円	1,100円	1,700円
補食・夕食料金	補食3,200円 夕食4,400円		補食220円 夕食340円		

※保育認定時間前後はすべて延長保育の対象となります。

※延長保育発生時には補食及び夕食を提供させていただきます。

※月極延長保育利用時は補食及び夕食も月極となります。

※2時間を超えて延長保育をご利用の場合の料金については別途お問い合わせください。

### (3) 一時保育料

渋谷区との協議を実施致し、園の自主事業として実施します。受入れ開始年齢、料金等は下記の通りになります。

※対象児 4月1日時点で0歳～就学前（健康状態が良好であること）

※利用方法 事前登録、事前予約が必要となります

※利用料金 1日：8時間（8:30～18:30の内）/6,000円

半日：4時間（8:30～18:30の内）/3,000円

月極：45,000円

※定員に達した場合、園行事等に重なった場合にはお断りさせていただく場合がございます。